

平成29年度水質事故発生状況

第1四半期発生状況

発生日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要
月	日				魚死亡	油浮遊	その他		
							内容		
4	12	金目川	筒川	伊勢原市		○		不明	湘南地域県政総合センター(湘南C)農地課から湘南C環境保全課へ「筒川橋付近で投棄されていた50ccバイクから油が流出している」と連絡があり、湘南C環境保全課と伊勢原市環境対策課(市)が現地確認に向かった。当該バイクからエンジンオイルと思われる油が少量河川へ流出していたが、投棄箇所から数m下流では油は確認されなかった。また、市が魚の生存を確認した。湘南C環境保全課が現地にて、当該バイクを引き上げ、市が処分を行った。当該バイクの引き上げが終了し、新たに油流出のおそれはないことから、本件は収束とした。
4	13	酒匂川	狩川	南足柄市		○		不明	事業者から南足柄市環境課に「事業場内の水路に油が浮いている」との通報があった。市が現地確認を行ったところ、水路に少量の油浮遊を確認したため、オイルフェンスを敷設した。その後、現場より上流を調査したが、原因の特定には至らなかった。また、広域水道企業団飯泉取水管理事務所(企業団)が現場にて採水し、臭いや水の状態の確認を行ったが、鉱物油系の油臭はなく、異常も見られなかった。そのため取水には影響がないと判断し、企業団は対応を終了した。翌日、市が再度現場確認を行ったが、新たな油浮遊は確認できなかったため、敷設していたオイルフェンスを撤去した。新たに油流出が確認されず、河川に影響が見られないことから、本件は収束とした。
4	15	森戸川	酒匂堰	小田原市		○		交通事故	小田原市消防本部から県小田原合同庁舎守衛室へ「小田原市内の宮前橋にて車両が水路に転落する交通事故が発生し、水路に油が浮いている」との連絡があった。守衛室では、県西地域県政総合センター環境保全課(県西C)及び小田原市環境保護課の水質事故担当職員へ連絡を行った。しかし、夜間の事故発生であったため、当日の現場対応はできなかった。翌日、市が現地確認を行ったところ、事故車両も引き上げられ、既に現場対応は終了しており、水路での油浮遊は確認できなかった。今後の河川への影響は無いと判断し、本件は収束とした。
4	18	相模川	小出川	寒川町		○		不明	寒川町職員が出勤中に道路上のマンホールの蓋に油が溜まっていることを発見した。町及び消防が現場確認を行ったところ、道路上の車走行箇所に油(軽油)があり、路上の広範囲に油が確認された。路上に流出したものとマンホールのくぼみに溜まった油は、消防が回収材で回収した。また、町が現場周辺を調査したところ、現場近くの側溝グレーチング内に油膜を確認したため、オイルシートを4枚設置し、応急対策を行った。また、町が接続先と考えられる小出川を確認したが、油浮遊は認められなかった。翌日、現場での油の回収が終了し、現場に油浮遊は確認されなくなったため、オイルシートを撤去した。油の回収が終了し、汚染拡大のおそれはないため、本件は収束とした。
4	28	境川	砂押川	鎌倉市		○		家庭	市民から鎌倉市下水道河川課へ「砂押橋の上流700m程の範囲に廃油が流れている」と通報があった。市環境保全課が通報箇所の確認を行ったところ、岩瀬下関防災公園付近の砂押川に繋がる暗渠から油が流入していたため、オイルマットを敷設した。市下水道河川課が暗渠内部を確認したところ、発生箇所が一般家庭であることを特定した。警察が事情聴取を行ったところ、エンジンオイルを廃棄したことが判明した。市環境保全課及び藤沢土木事務所が下流を調査したところ、砂押川が柏尾川と合流する地点で油浮遊は確認されなかった。新たな油の流入がなく、環境への影響もみられないことから本件収束とした。
5	1	酒匂川	狩川	小田原市		○		事業者	小田原市農政課から同市環境保護課へ「狩川から水を引いている農業用水路で油浮遊がある」と連絡があった。市環境保護課及び農政課が合同で現地確認を行ったところ、農業用水路の導水口に設置されている機械の作動油の漏洩が原因と判明した。このため、現場付近にオイルフェンスを設置した。また、広域水道企業団飯泉取水管理事務所が現場下流の飯泉取水堰付近で少量の油浮遊を確認したものの、下流側へ放流し、取水堰への流入を防ぐ措置をとったため、取水への影響はなかった。後日、市環境保護課が再度現地確認を行ったところ、新たな油膜はなかったため、オイルフェンスを回収した。河川への影響はないと判断し、本件の対応を収束とした。

5	2	相模川	小出川	茅ヶ崎市		○		事業者	市民から茅ヶ崎市環境保全課へ「市内の水路で油が浮いている」と通報があった。市が現地にて、油浮遊を確認し、オイルマットを設置した。市及び寒川町環境課の調査の結果、付近の事業所において、加工品の洗浄過程で、加工品に付着した油が汚水と共に雨水枡に流れ込み、水路に流出したことが原因と判明した。市は原因事業者に対し、自社内雨水枡の清掃とさらなる流出防止対策及び市が管理する水路の清掃を指導した。市が現場を再度確認し、水路に残留している油が微量であったため、オイルマットを回収した。市は、事業者に対して事故報告書の提出を指導した。新たな油の流出はなく、被害拡大のおそれはないため、本件は収束とした。
5	4	相模川	鹿見堂排水路	平塚市		○		交通事故	平塚市消防から市環境保全課へ「軽自動車の自損事故により、車両からエンジンオイルが路上に流出し、その一部が道路脇の鹿見堂排水路へ流出した」と連絡があった。市環境保全課が警察、市下水道整備課とともに現地確認を行ったところ、排水路には微量の油が流出していたが、排水路の水量が少なかったため、油は下流に流れず、こぼれた地点周辺に油膜が留まっている状況だった。また、道路上に漏れた油は市消防が回収した。水路に流出した油は、市下水道整備課がオイルマットで回収を行った。また、排水路にオイルマットを設置した。市が後日、現地確認を行い、排水路に油がないことを確認し、排水路に設置していたオイルマットを回収した。流出した油の回収が完了しているため、本件は収束とした。
5	17	相模湾		三浦市		○		事業者	市民から三浦市環境課へ「三崎港の岸壁で油が流出した」と通報があった。市が現場付近の給油業者（原因者）に聞き取りを行ったところ、船に給油する際、給油タンクのエア抜き口からA重油がオーバーフローし、海域へ流出させてしまったことが分かった。流出量が少量だったため、海上保安庁は原因者に対し、油の拡散措置を行うよう、指導した。原因者による油膜の拡散措置が終了し、市及び東部漁港事務所（漁港管理者）から原因者に対し事故報告書を提出するよう指導し、本件は収束した。
6	5	酒匂川	狩川	南足柄市		○		不明	市民から小田原市消防本部へ「南足柄市内の個人宅前の水路で油が浮遊している」と通報があった。小田原市消防本部、松田警察署、南足柄市環境課が現場確認に向かった。市環境課が現場付近で用水路に落ちていたラード缶を回収したが、中身が空であったため、本件の原因とは考えられなかった。また、飯泉取水管理事務所が水路と狩川の合流地点の調査及び花下橋付近で採水を行ったところ、濁りや鉱物油系の油臭は確認されなかったことから、取水への影響も無いと判断した。現場より上流の用水路でも油浮遊を確認したため、消防と市環境課が上流域をそれぞれ確認したが、原因の特定には至らなかった。今後の河川への影響はないことから、本件は原因不明として収束とした。
6	10	引地川	-	藤沢市		○		交通事故	藤沢市消防から湘南地域県政総合センターへ、「引地川に車が転落し、油が漏洩した可能性がある」と連絡があった。市が現場を確認したところ、エンジンオイルが少量漏れたようだったが、ほとんど油膜が確認できない程度であった。その後、事故の原因となった乗用車も引き上げられ、これ以上油の流出がなくなったことから、本件は収束とした。
6	13	相模川	駒返排水路	平塚市		○		不明	平塚警察から湘南地域県政総合センター環境保全課へ「市内の用水路で油が浮遊している」と連絡があった。平塚市環境保全課が現場を確認したところ、駒返排水路の水門から油の流出及び油臭（灯油）を確認した。市が原因調査を行ったところ、事故発生の2、3日前に付近の事業所で屋根の補修作業を行っており、作業に使用した塗料が降雨により流出した可能性があると判明した。市が補修作業実施場所の下流部のグレーチングで灯油に似た臭気を確認し、用水路出口の水門付近にはオイルマットを敷設した。引き続き市が周辺を確認したところ、北西方向から流入する水路のマンホールで灯油臭が確認され、さらに上流にあるゴミ置き場で油膜が確認された。市は当該事故の原因として、複数事象が発生しているが、どちらも原因と断定するための決定的な根拠がないため原因者は不明とした。後日、市が現場の状況を確認したが、油膜は確認されないことから、オイルマットを撤去した。現場の対応が終了しており、被害拡大のおそれがないため、本件は収束とした。

6	14	相模川	目久尻川	綾瀬市		○			火災	<p>消防課から大気水質課へ「綾瀬市内の事業場にて火災が発生し、消火した水とあわせて油が目久尻川に流入した」と連絡があった。</p> <p>綾瀬市環境保全課が現場を確認したところ、当該事業場付近にて、油の流出防止対策がとられており、これ以上油が河川へ流出しないようになっていることを確認した。また、下流を確認したところ、目久尻川本川へ油が流出していることが確認されたため、綾瀬市、県央地域県政総合センター環境部(県央C)、藤沢市環境保全課、寒川町環境課、湘南地域県政総合センター環境保全課、京浜河川事務所相模川出張所が現地確認を行い、オイルマット等の敷設を行った。</p> <p>事業者からの聞き取りの結果、消火時に放水された大量の水が油漏れを起こしていたプレス機のピットに溜まり、オーバーフローした油水が雨水管を通して公共用水域に流出したことが判明した。</p> <p>県央Cは原因者に対し、側溝・油水分離槽等の清掃と、油が確認されなくなるまでのオイルマットの交換等の実施を指導した。その後、河川に油膜が確認されなくなったことから、本件は収束とした。</p>
6	14	中村川		中井町、小田原市		○			事業者	<p>住民から中井町環境上下水道課へ「中村川で油が浮遊している」と連絡があった。町が現場を確認したところ、遠藤橋付近で油が浮遊していたため、オイルマットを敷設した。その後、県西地域県政総合センター環境保全課(県西C)及び小田原市環境保護課が合同で調査を行ったところ、付近の事業所の廃油タンク(容量2000L)から油がオーバーフローして漏洩したものと判明した。県西Cが立入調査を行い、油の回収を指導した。側溝に流出した油は、原因事業者がスコップですくって回収した。</p> <p>後日、町が現地確認を行い、河川に油の浮遊が確認されなくなったことから、敷設したオイルマットを回収した。また、県西Cは、原因事業者に対して再発防止に向けた改善計画書の提出等を指導した。さらに、原因となった廃油タンクについては、小田原市消防本部が火災予防条例に基づき撤去の指導を行った。さらなる油の流出は確認できず、今後の河川への影響もないと判断できるため、本件は収束とした。</p>
6	25	酒匂川	要定川	開成町		○			不明	<p>町民から松田警察へ「開成町宮台の水路で塗料が流れている」と通報があった。開成町環境防災課、警察、小田原市消防及び用水路の水門管理者が現場を確認したところ、コールタールの入った一斗缶が付近に落ちており、水路では油の浮遊が確認されたため、町がオイルフェンスを設置した。水路の両岸に油がこびりついていたので、消防が除去作業を行った。広域水道企業団も現場付近及び下流域を目視で確認し、飯泉取水管理事務所でも取水堰の監視作業を行ったが、取水への影響はないと判断した。後日、町が現場を確認したところ、水面での油浮遊は確認できなかったため、設置していたオイルフェンスを撤去した。</p> <p>さらなる油の流出は確認できず、今後の河川への影響もないと判断できることから収束とした。</p>
6	27	境川	-	横浜市・藤沢市		○			不明	<p>住民から藤沢土木事務所へ「境川で油が浮遊している」と通報があった。</p> <p>大和市と藤沢土木事務所が現地確認を行ったところ、油は横浜市内の上飯田団地の雨水管から流れてきていることが判明した。現場での応急対策として、横浜市泉土木事務所が境川合流前の雨水管出口にオイルフェンスを、藤沢土木事務所が鷺舞橋にオイルフェンスを設置した。後日、現地確認を行い、油膜が確認されなくなり、被害拡大のおそれがないことから、本件は収束とした。</p>
6	29	金目川	鈴川	平塚市		○			事業者	<p>平塚市消防から同市環境保全課へ「市内の県道において、トラックに積んでいた軽油入りのポリタンクが落下し、軽油が漏れ、運転者がその際に水洗いしたため、水路に軽油が流入した」と連絡があった。応急対策として、平塚土木事務所及び市消防が吸着剤により道路上の油を回収した。市が現場より下流の農業用水路などの確認を行ったが、油膜はほとんど確認はできなかった。原因者からのヒアリングの結果、事故の原因は、重機を積んだトラックが交差点で停止する際、重機上に置いてあった重機用燃料(軽油)入りのポリタンクがトラックの荷台に落ち、ポリタンクにひびが入ったことで荷台で軽油(最大で9L程度)が漏れ、道路上に軽油が流出した。運転者がその際に水洗いしたため、水路に軽油が流出したと判明した。市は原因者に対して、報告書の提出を指導した。翌日、市が現場周辺を確認したところ、油膜等は確認できなかったため、これ以上被害の拡大は無いと判断し、本件は収束とした。</p>

第2四半期発生状況

発生日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要
月	日				魚死亡	油浮遊	その他		
							内容		
7	4	相模川	鳩川	海老名市		○		交通事故	<p>消防から海老名市環境みどり課へ「海老名市下今泉4-4-12付近でバイク事故があり、エンジンオイル4Lが流出した」と連絡があった。市が現場を行ったところ、原因となったバイクは撤去されており、道路上の油は吸着材を撒いて回収した。現場付近の水路に油が流出していたため、市がオイルマットを設置した。また水路から下流の鳩川まで油が流れていたため、市が旗川橋に、県央地域県政総合センター環境保全課が上河原橋にオイルフェンス及びマットを設置した。広域水道企業団が鳩川橋と上河原橋において、採水・臭気確認を行ったが、異常は見られなかったため、取水制限等の対応は行わなかった。</p> <p>翌日、市が事故現場から上河原橋付近を確認したところ、河川に油膜は確認されなかったため、敷設していたオイルマット等を回収した。本川に影響がなく、河川に油膜が確認されないことから本件は収束とした。</p>
7	5	金目川	筒川	伊勢原市		○		交通事故	<p>消防から伊勢原市環境対策課へ「縁石に接触した車から、エンジンオイル4Lが水路に流出した」と連絡があった。消防が事故現場にて応急措置対応を行った。また市は、現場水路下流の筒川においても油浮遊を確認したため、現場水路及び筒川(小田原厚木道路付近)でオイルフェンス等を設置した。その後、市が下流を確認したが、筒川が合流する渋田川への油流入は認められなかった。また、筒川にてコイ等の生存魚が確認された。後日、市が現場を確認し、油浮遊は認められなかったため、オイルフェンスを回収した。河川への影響は見られなくなったため、本件は収束とした。</p>
7	17	相模川	目久尻川	海老名市		○		事業者	<p>原因事業者から海老名市環境みどり課へ「事業所内で車両から作動油が道路に流出した」と連絡があった。市が現地確認を行ったところ、当該道路から側溝に油(4L程度)が流れたため、市が側溝にオイルマットを敷設した。当該側溝は水の流動のない側溝であったため、河川等への流出は確認されなかった。しかしながら、事故当日からの大雨の影響で、道路に残っていた油の水路への流出が確認されたため、市がオイルマットを敷設した。なお、水路は板でせき止められていたため、目久尻川への油流出は確認されなかった。その後、水路に油膜が確認されなくなったことから、市がオイルマットを撤去し、本件は収束とした。</p>
8	1	金目川	-	秦野市		○		交通事故	<p>秦野市消防から同市環境保全課へ「秦野市東田原173番地付近で交通事故があり、付近の道路側溝にエンジンオイルが流出している」と連絡があった。市が現場確認を行ったところ、壁に衝突した軽自動車のエンジンオイルタンク(満タン3L)が破損し、エンジンオイルが流出していた(推定2L)。消防が路上及び道路側溝に流出した油を吸着剤により回収したが、その一部が降雨により付近の沢へ流出したと推定された。市が付近の沢や下流の金目川合流部を確認したところ、降雨により水が濁っており、油膜は目視では確認できなかった。その後、現場にて流出油の回収及び原因車両の撤去が完了し、河川に油膜が確認されないため、本件は収束とした。</p>
8	14	相模川	目久尻川	海老名市、綾瀬市		○		不明	<p>海老名市消防から同市環境みどり課へ「海老名市上今泉6-17の北部公園の横を流れる目久尻川に油浮遊が見られる。」と連絡があった。海老名市は北部公園のテニスコート横にオイルフェンスを、小園橋(海老名市と綾瀬市の境)に吹流しを設置した。また、海老名市と県央地域県政総合センター環境保全課(県央C)が現場より上流を確認したところ、亀島自然公園付近の水路から油が流入していることが確認されたため、海老名市が亀島自然公園より下流の側溝にオイルマットを敷設した。市及び県央Cが周辺を調査したが、特に作業跡や事故の痕跡等は確認できなかった。県央Cは、テニスコート横のオイルフェンス付近にオイルマットを敷設した。翌日、海老名市と県央Cが現場を確認したところ、テニスコート横では昨日と比較して油はほとんど見られなくなっていたため、下流に新たにオイルマットを設置したうえでオイルフェンスとオイルマットを撤去した。また、小園橋の油はほぼ吸着されていたため海老名市が吹流しを撤去し、綾瀬市が下流の吉野橋にオイルフェンスを新たに設置した。事故発生から4日後、油膜等が確認されなくなったことから、全てのオイルフェンス、オイルマットを撤去し、本件は収束とした。</p>

8	22	相模川	小出川	寒川町		○			不明	町民から寒川町環境課へ「町内の道路側溝に灯油がまかれたような痕跡がある」と通報があった。町が現場を確認し、オイルマットを設置した。また、町が道路側溝が繋がる小出川を確認したが、油流出は確認されなかった。その後、道路側溝において油分が見られなくなったため、オイルマットを回収した。これ以上、被害拡大のおそれがないため、本件は収束とした。
9	12	相模川	釜目久尻川 坂川	綾瀬市、 海老名市		○			交通事故	綾瀬市消防から同市環境保全課へ「事故を起こしたトラックから軽油70Lが道路上に流出した。側溝を通じて目久尻川に油が流入する可能性がある。」と連絡があった。綾瀬市及び海老名市環境みどり課が現場確認を行ったところ油浮遊が確認されたため、現場東側の目久尻川の吉野橋及び西側の釜坂川の数箇所にオイルマットを設置した。また、消防が道路上に流出した油を吸着剤で回収したほか、県央地域県政総合センター環境保全課（県央C）が釜坂川より下流の永池川の上永池橋においてオイルマットを設置した。さらに、寒川町環境課が上永池橋より下流の倉見橋にオイルフェンスを設置した。広域水道企業団も釜坂川及び永池川で臭気試験を行い、油臭が確認されたことから監視を続けることとした。翌日、広域水道企業団が釜坂川で多少の臭気を確認したが、前日より弱くなっており、下流への影響がないと考えられたため、対応を終了した。その後、各市町及び県央Cが再び現場確認を行い、油臭や油膜が確認されなかったため、オイルフェンス等を撤去した。河川において油の浮遊が確認されなくなったことから、本件は収束とした。

第3四半期発生状況

発生日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要
月	日				魚死亡	油浮遊	その他		
							内容		
10	12	境川（柏尾川）	新川	鎌倉市		○		鎌倉市環境保全課から横須賀三浦地域県政総合センター環境課(横三C)へ「鎌倉市内の商店で火災が発生し、付近を流れる新川に油が流出した」と連絡があった。現場では消火活動の放水により床面の油分が側溝に流れこんだため、消防がオイルマットを敷設し、油を回収した。市が現地確認を行い、消防による油の回収作業終了確認した。また、道路側溝にも油が確認されず、河川に死亡魚等の異常はなく、環境に影響が無いことから本件は収束とした。	
10	28	酒匂川	尺里川、孫子沢	山北町		○		小田原市消防本部から小田原合同庁舎警備員室へ「東名高速道路の山北バス停付近で2トントラックの単独事故による車両火災が発生した。消火活動を行った際に、油分交じりの排水が孫子沢に流出し、河川の様子を確認に来ていた酒匂川漁業協同組合の組合長が油の浮遊を確認した。」との連絡があった。山北町環境課が現場確認を行ったところ、孫子沢と尺里川の合流地点付近で若干量の油膜を確認したが、尺里川では水量も多いことから油膜は確認できなかった。その後、飯泉取水管理事務所も現場確認を行ったところ、孫子沢と尺里川で油の浮遊は確認できなかった。また、現場及び下流の十文字橋付近で採水を行い油臭検査を実施したが、異常は見られなかった。新たな油の流出は確認されず、河川や取水への影響もないと判断できることから、本件は収束とした。	
11	6	相模川	馬入排水路	平塚市		○		原因事業者から平塚市環境保全課へ「事業所の敷地内の雨水枡で油浮遊を確認した。朝の場内点検時に油浮遊に気づき、すぐに遮断弁を閉じたが、敷地外に流出した可能性がある」と連絡があった。市が現場確認を行ったところ、事業所敷地内の建屋から油が流出していることを確認した。流出したものは油圧作動油と推定。建屋内の油水分離槽にたまった油を回収装置でペール缶に捕集しており、その油がペール缶からオーバーフローし雨水経路に流出したことが原因であると判明した。市からは、建屋から公共用水域への油の流出経路が不明なため、事業者に対して油の流出経路の究明と敷地内での油の回収を指導した。また、相模川への流出は確認されていなかったが、市が念のため相模川合流前にオイルマットを設置した。また、市は事業所内で微量の油膜を確認したため、原因者に対し、引き続き現場の監視と油の回収作業の継続を指示した。後日、事業所敷地外での油は確認できなくなったので、本件は収束とした。	
11	13	相模湾		大磯町		○		大磯港港湾管理事務所から平塚土木事務所へ「同事務所近くの漁業組合のタンクから軽油が流出し、流出した軽油の回収作業を行っている」と連絡があった。湘南地域県政総合センター(湘南C)、平塚土木事務所、大磯町産業観光課が現場確認を行ったところ、漁港内の海面に油膜が確認された。漁業組合は油水分離枡とマンホールにオイルマットを設置し、ポンプの作動を停止させ、新たな油の流出を防止した。事故の経緯について、漁業組合に聞き取りを行ったところ、通常地下軽油タンクから側溝内配管を通して、係留中の船に給油しているが、その配管に生じた小さい穴から漏洩したことが原因と判明した。原因者は当該配管の更新工事を行うとともに、漏洩配管やその周辺の清掃を実施した。湘南Cから原因者に対して継続的に監視し、油の回収に努めるよう指導した。大磯港内から外の海域へ流出するおそれなくなったことから本件は収束とした。	
11	24	引地川	比留川	綾瀬市		○		住民から綾瀬市環境保全課へ「比留川に油が流れている」と通報があった。市が現場確認を行ったところ、現場付近で油が確認されたが、現場下流では油浮遊は確認されず、付近の事業者に聞き取りを行ったが、特に異常は確認されなかった。翌日、市が現場確認を行ったところ、油膜は確認されなかった。本件は油浮遊が確認されなくなったことから、原因不明として収束とした。	
12	7	小出川	千ノ川	茅ヶ崎市		○		住民から茅ヶ崎市環境保全課へ「千ノ川の梅田橋付近で油が浮遊している」と通報があった。市環境保全課が現場確認を行ったところ、梅田橋のひとつ上流側の飯島橋の東側の水路から油が流入していることを確認したため、水路付近にオイルマットを設置した。翌日、市建築課や市用地管財課が流出元の調査のため、旧市庁舎解体現場の最終枡や工事現場からの排水を確認したが、油の流出は確認されなかった。市環境保全課が現場確認を行ったところ、油膜はほとんど確認されないため、オイルマットを回収した。新たな油の流出は確認されず、油の回収も完了したことから、原因不明として収束とした。	

第4四半期発生状況

発生日		水系	支川等	市町村	事故区分			原因者	事故の概要
月	日				魚死亡	油浮遊	その他		
1	18	境川（柏尾川）	梅田川	鎌倉市		○		不明	市民から鎌倉市環境保全課へ「大船の水路に油が浮遊しており、油臭もする」と通報があった。市が現場確認を行ったところ、水路の端に少量の油浮遊が確認されたが、上流からの新たな流入は確認されなかった。その後、再度油の流入が見られ、上流側を確認したが、原因は特定できなかった。現場でコイの生存が確認された。翌日、市が現場確認を行ったところ、異常は見られなかったため、本件は原因不明で収束とした。
1	23	森戸川	-	大井町		○		車両事故	小田原市消防本部から大井町防災安全課へ「大井町金子において、交通事故が発生し、道路側溝に油が流出した」と連絡があった。町生活環境課が現地確認を行ったところ、車両故障が原因でエンジンオイルが流出したと判明した。流出量は約5～6Lであると推定された。道路上に流出した油は消防が油吸着剤(ACライト)をまいて回収し、道路側溝に流出した油は町生活環境課がオイルマットを設置して回収した。後日、町生活環境課が現地確認を行い、さらなる油の流出が確認できないことからオイルマットを回収した。さらなる油の流出が確認されず、河川に対する影響も無いことから、本件は収束とした。
2	20	山王川	-	小田原市		○		工事業者	県西土木事務所小田原センター(小田原C)から県西地域県政総合センター環境保全課へ「小田原市久野の山王川で浚渫工事において、搬入路の撤収作業中にバックホウから油が流出した」との連絡があった。小田原C及び小田原市環境保護課が聞き取りを行ったところ、原因は工事業者がバックホウの燃料タンクに給油作業を行っている際に、誤って200～300ccを流出してしまったと判明した。また、市の現場確認の結果、河川には特に異常はないことを確認した。河川に異常が見られていないことから、本件は収束とした。
3	1	金目川	谷川排水路	平塚市		○		事業者	原因事業者から平塚市環境保全課へ「敷地内で工事中に重機から油が排水路に流出した。排水路に流れた油への対応として、緊急遮断弁を閉じ、敷地内の緊急貯槽に誘導したため、敷地外への流出は確認されていない」と連絡があった。平塚市環境保全課が現地確認を行ったところ、原因は、当該事業者が委託している解体業者が重機でコンクリートの解体作業を行っているときに、解体したコンクリートが重機のキャタピラに引っかかり、重機のファンに当たったため、作動油の貯油缶が破損したことと判明した。原因者が路上に流出した油についてはオイルマット等により回収した。緊急貯槽に貯めている油については、表面はオイルマットで回収し、その以外は産廃として処理した。また、市は敷地内を確認したところ、敷地内の緊急貯槽付近まで、油の流出を確認した。翌日、原因事業者から市に連絡があった。故障した重機については油圧ポンプの修理が完了し、場外に搬出し、場内の油分については緊急貯槽手前で土嚢などにより堰き止めて、オイルマットにより大部分を回収したと連絡があった。市は、今後工事を行う際は、敷地外に流れないように措置をとることを指導し、油流出源となる重機が撤去されたため、収束とした。
3	6	田越川		逗子市		○		不明	市民から逗子市都市整備課へ「田越川に油が流れている」と通報があった。また別の市民から逗子市消防に同様の通報があり、消防部局は逗子市資源循環課へ連絡した。市消防が現場確認を行ったところ、油を確認し、市資源循環課と合同で調査をしたが、排出元は特定できなかった。また、横須賀三浦地域県政総合センター環境課が現地確認を行ったところ、河川に油浮遊は確認できず、生物への影響も確認されなかった。その後、警察と消防が現場付近の工事現場等を確認したが、不法投棄などは確認されなかった。以上で、河川への影響は確認されないことから、本件は収束とした。
3	27	早川	須沢	箱根町		○		火災	報道機関から箱根町に、火災により事業所の重油タンクから重油が河川へ流出しているとの通報があり、町は県西地域県政総合センター環境保全課に連絡するとともに、現地確認に向かった。町が重油の流出を確認し、オイルマットを設置して重油の回収を行った。町は数日にわたりオイルマットを交換し残留した重油の回収を続けた。後日町が現場確認し、残留した油の回収を終了、油臭もなくなったため対応を終了とした。以上により、油流出がなくなり、回収も終了したため、収束とした。